

修身教科書批判と野村靖

大湖賢一

国立国会図書館憲政資料室所蔵の「野村靖関係文書」のなかに、明治三十九年（一九〇六）六月、牧野伸顕文部大臣に宛てた書簡がおさめられている（一）。

牧野文部大臣閣下、余輩数名ハ言語の前ニ於て先づ満腔の敬意を表す。陳者国定教科書特に修身書に關して一昨年来前文部大臣に縷々協議せし事候ひしなれど国事の多端に際し未だ要領を得ず候は、茲に、また貴大臣に對して、其の事由を開陳致し候。現在の修身書ハ其の開卷第一に示されたるが如く個人的教育の目的を以て編成せられたり。個人的教育の本邦の国性と衝突するハ、唯だ凶撃方柄の相容れざるのみならず弊害の及ぼす所、言語の形容を許さざる事あるべし。抑も本邦の建国ハ宗族制なるを以て、民法にも戸主を認めて、家族の乖離分別するを許さざる事、国に君長ありて国民乖離分別するを許さざるが如し。此の故に本邦の国民ハ家に在りてハ孝を稱し、国に在りてハ忠を稱し、忠孝を以て国家の基礎とし、百行の第一とする事、明治二十三年十月の詔勅の如し。回顧すれば、日清事件、日魯事件に大捷を得たるも、実に建国以来教養せられたる此の精神の煥發せしに外ならず。特に軍隊教育に於てハ、明治十五年一月の詔勅に依り義重於泰山、命輕於鴻毛といふを以て、軍人立命の地としたり。本邦、今日の制ハ、男子ハ、みな兵籍に在るを以て国民教育も亦た是れと一致すべきハ、当然の事なるべし。然るに此の歴史ある國民に教たるに個人的教育を用ひらるるハ鑿柄の相容れざるが如く、亦た矛盾の両存すべからざるが如くなるを以て思ひて此に到れば、□たた感慨に堪へざらしむ。貴大臣閣下、余輩ハ此の故に此の教科書の改正を望むハ、亦た已

む事を得ざればなり。然れども、事は、言に易くして行に難し。教科書編述の如き容易の業にあらざるを知らざるをもて之れが速断を強請するハ、事理に於てハ尽さざる所あり。情誼に於ても忍びざるを以て茲に同志相議して試に先づ修身書を選せしを以て謹みて是を貴大臣に献上す。此の修身書ハ前論の鑿柄矛盾を避けしめて此の国性民情に適へしめたりと思惟せらる、を以て、何卒即時実行せられん事を望む。然れども書中の記事の如き、学年の程度の如きは、教員其の他の評もあるべきが為め、字句の改竄に至りてハ、貴大臣の訂正を煩すべし。同志者の間に於ては、本書の精神だに徹底するに至れば、遣字行文ハ勿論、著者の姓名を變更し、或ハ削除せらる、事あるも亦た論ずる所に之れ無く、但し、新定の仮字遣ハ識者の間に驚々の議あるのみならず、人名等に混乱を生ぜしむるハ歴世帝王后妃の御名の關係する所あるを以て、仮字遣ハ本書に筆せる所を以て採用の榮を荷ひ度、是れ亦た修身書の改正を希望する精神と同一揆の情願に候。猶ほ本書の採用に先立ちて懇請する事あるハ、是を紙尾に記述せり。貴大臣、余輩ハ茲に重ねて敬意を表す。

明治三十九年六月

文学博士物集

法学博士穂積

男爵高崎

子爵田中

子爵野村

伯爵東久世

文部大臣宛

紙尾の文

此の新選の修身書ハ未だ完全と称すべからざるを以て最初にハ是れを印刷に附して偏く識者の議を徴し、然して後、献呈せんと企図して其の第一巻ハ既に活版にも附したりと雖も同志中にハ先づ貴大臣に呈するを以て穩当なる順序なりと議する者ありて其の議に一決せしが為に、草稿のままにして献呈するを以て貴大臣に於てハ何卒速やかに印刷に附せられて広く識者の議を徴せられん事を切望す。

この書簡は、物集高見、穂積八束、高崎正風、田中不二麿、東久世通禧、野村靖の連名で第一期国定修身教科書に対して新しい修身教科書を編纂し文部大臣に提出したときの草稿である。

戦前の教科書は、自由発行・自由採択の時代、事前伺出制・認可制(明治一六年以後)、検定教科書の時代(明治二四年以後)を経て、明治三七年四月から国定教科書が使用されるようになった。教科書が国定になるにあたって最も注意が払われたのが修身教科書の内容である(2)。

明治前期は、多くの修身教科書が編纂・発行されたが、その多くが欧米の啓蒙書の翻訳そのままであった。文明開化が進行する時代に欧米の最先端知識の導入は最重要課題であり、「学問ハ身ヲ立ルノ財産」(「学制奨励に関する被仰出書」)という知識主義が背景にはあった。

明治一二年八月、開明的教育政策を修正する「教学聖旨」が發布された。ここでは「一時西洋ノ長所ヲ取り、日新ノ効ヲ奉スト雖トモ、其流弊、仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐れ、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラザルニ至ランモ測ル可カラズ。是我邦教学ノ本意ニ非ザル也」として德育重視を最重要課題として強調している。この後、修身重視の方針が定着していく。

明治一六年七月、小学校・中学校・師範学校の教科書採択する場合、事前に文部省の認可を必要とする旨が布達され、教科書の事前伺出制・認可制が決定された。明治三三年、「教育に関する勅語」

が發布され、翌年からは小学校修身科において教科書の使用が必須とされた。その後、明治二九年第九議會の「国費を以て小学校修身教科書用圖書を編纂するの建議」を経て、三三年に文部省が修身教科書調査委員会を設置し、国定教科書が使用されるようになる。

修身教科書調査委員会は加藤弘之を委員長に委員八名、起草員三名から構成され、明治三三年から四年の間に一三三回の会合を行い第一期国定修身教科書を編纂した。その結果、この教科書は教育勅語の趣旨に基づいて日本臣民に必須な道徳を授けることを目的としていたが、全体としては近代的市民倫理を重視する内容となった。小学校六年間で主要な道徳として説かれている項目は一六三を数えるが、そのうち国家に対する道徳として説かれているものは四分の一程度であった。

このような編集内容に対して、野村達は批判を行ったのである。この野村を中心とした修身教科書批判については、すでに三井須美子が詳細な分析を行っている(3)。

三井論文によると、修身教科書批判の理論的な担い手は穂積八束であり、それを政治的に牽引したのが野村であったという。物集高見は国学者で文部省に出仕、帝国大学文科大学教授等を歴任し、修身教科書を実際に編纂する役目を担った。しかしその後、グループからは離脱していく。高崎は歌人であるがこの当時、枢密顧問官であった。田中のかつて文部行政の責任者として活躍した。東久世は、検定教科書時代に修身教科書を編纂した経験を持っていた。

野村は、明治二一年に枢密顧問官に、明治二四年にフランス全權大使(スペイン・ポルトガル大使も兼任)になっている。しかしポルトガルの領事裁判権廃止問題で陸奥宗光外相と意見を異にし事実上、更迭され帰国している。明治二五年には、日清戦争時の駐在朝鮮公使に転出した井上馨に代わり内務大臣に就任したが、後に自由党との連携について伊藤博文首相と衝突し辞任。明治二九年に第二次松方正義内閣の通信大臣に就任するも進歩党との提携問題などを契機として内閣が総辞職。明治二〇年代後半から三〇年頃が野村の

政治活動の最も盛んな時期であり、反政活動を旺盛に展開している。

しかし明治三二年頃に健康を書したこともあり、その後は枢密院顧問官としての政治活動以外は目立ったものはなくなっていく。そしてこの時期、最も重要視していたのが修身教科書問題であった。先述の牧野文部大臣への書簡はこうした経緯のなかで書かれたものである。

書簡によると、第一期修身国定教科書は、「個人的教育」の目的の下に編纂されている。その目的は教育勅語にあらわされた「本邦の国性」と衝突するものである。そこで教科書を改訂する必要があるが簡単にはできないであろう。そこで自分たちで編纂した修身書を贈呈するので、この字句などを修正して使用してほしい、という内容である。実際に野村靖関係文書のなかには、作成途上の尋常科・高等科の小学校修身書の原稿が残されている(4)。

書簡冒頭にあるとおり、第一期国定修身教科書の使用が始まった直後の明治三七年一月頃に野村達は久保田讓文相に意見書を提出している。その意見書の草稿が野村靖関係文書にある。意見書では「文部省著作小学校修身書に関する意見」として第一期国定修身教科書の分析が行われている(5)。

一 小學修身書ハ國民道德ノ經典ニシテ其影響ノ大ナルコトハ現ヲ待タス、況ンヤ政府ノ著作ニシテ強制シテ之ヲ用イシムルモノニ至リテハ特ニ之ヲ慎重ニセサルヘカサルナリ。今文部省著作小學修身書ヲ見ルニ國民道德ノ大本ヲ明白ニスルニ於テイサ、カ遺憾アルヲ免レサルニ似タリ、是レ或ハ、

一、児童ニ教フルニ高尚ニ過クルノ道德觀念ヲ以テスルニ弊ヲ避ケントスルコト

二、特種ノ宗教的道德的ノ一定ノ主義ニ固着シ偏狭ニ失スルノ弊ヲ避ケントスルコト

ノ用意ニ急ナルヨリシテ簡易ニ平凡ニ日常ノ心得トナルヘキ事項ヲ掲クルニ止マリ讀ム者ヲシテ此ノ修身書ノ著作ノ根底

タル主義精神ヲ明カニスルニ於テ遺憾アラシムル所以ナランカ。児童ニ教フルニ高尚ニ過クルノ理論ヲ以テシ又ハ偏狭ナル教義ヲ以テスルハ固ヨリ之ヲ避ケサルヘカラス。然レトモ其弊ヲ避ケントスルノ用意ノ急ナルヨリシテ此ノ國民道德ノ經典ヲシテ精神主義ノ一貫セサル日常ノ行儀作法ノ心得書ニ止マラシムルハ其當ヲ得サルカ如シ。

一 我小學修身書ノ用ハ歐洲諸邦ニ於ケル修身書ト大ニ異ナル所アルニ留意セサルヘカラス。歐洲諸民族ハ概ネ各一定ノ國教ヲ有ス。(仏國其他舊教ハ固ヨリ然リ、英獨等ノ新國教ニ於テモ尚國教ノ制ヲ執ル唯他ノ宗教ノ信仰ヲ禁制セサルノミ)故ニ彼ニ在リテハ老若ヲ問ハス國民ノ精神的教育ハ政府ノ機關タリ(仏)又ハ政府ノ公認シテ保護スル(英獨)宗教ノ組織ニ依リテ普及ス。故ニ宗教以外ノ學校ニ於ケル修身ノ過程ハ高尚ニシテ精神上ニ涉ルコトヲ除キ日常ノ生活ノ要件タル各人ノ心得(勤勉トカ堪忍トカ約束ヲ守レトカ云フ如キ)ヲ教フルニ止リテ其用ヲ全ツスルコトヲ得ヘシ。我國ハ法律上ハ勿論事實上ニ於テモ所謂國教(國民一般ノ同一ノ信教)ナシ。故ニ國民道德ノ大本ハ之ヲ宗教ノ力ニノミ依頼シテ其存立ヲ望ムヘカラス。是レ蓋嘗テ教育ニ関スル勅語ノ發表アリシ所由ナランカ。此ノ社會ノ狀況ニ顧テ我小學ニ於ケル一般國民ノ普通教育ニ於テハ歐洲ニ於ケル宗教教育ノ幾分ニ代ハル作用ヲ加味セサルヘカラス。是レ宗教ノ教義ヲ加味スルノ意ニハアラス、國民一致ノ精神的ノ信向ヲ鞏固ニスルニノ傾向ヲ執ラサルヘカサルノ意ナリ。

一 忠・孝・大義ハ家國ヲ愛スルノ至情ニシテ古來ヨリ今ニ至ルマテ我民族一致ノ精神的信向ニシテ実ニ我國體ノ精華ナリ。各種ノ宗教或ハ道德的倫理的學說ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ其以外ニ特立セシメ日本國民永遠ノ特色トシテ之ヲ子孫萬世ニ傳ヘサルヘカサルナリ。文部省著作ノ修身書ノ主旨ハ固ヨリ此ノ大義ヲ輕視スルモノニ非サルハ明カナリ。然レトモ之ヲ通

讀スル者ニ對シ特ニ此大義ニ感動ヲ與フルノ甚深キヲ覺ヘス。試ニ其所由ヲ具體的ニ推測スレハ

一、教課ノ項目タル事例要旨等ヲ通覽スルニ個人的ニ獨立シテ事業ヲ成功スルニ必要ナル教訓ヲ垂ル、場合最大部分ヲ占メ、臣子トシテ家國ニ對スルノ教義ヲ垂ル、ノ部分稍顯著ナラサルモノアルコト、

二、忠君愛國等ノ大義ハ修身書ノ主腦トシテ之ヲ掲ケルハ編纂者ノ主旨ナルヘキモ編纂ノ跡ヲ見ルニ古來ヨリ國民ノ模範トシテ信仰セラレタル忠臣孝子義士愛國者等ノ極端ナル事例ヲコトサラニ避ケント欲シタルヨリ、自然其掲ケル事例ノ如キ其訓示スル趣旨ノ如キ平斤ニ流レ随ヒテ之ヲ聽ク者ヲシテ感動ヲ起サシムルノ効力少ナキニ至リシコト、

三、修身書ニ忠孝ノ道、家國ノ愛護スヘキノ義ヲ示スコトヲ掲ケタル各部ヲ詳細ニ閱覽スルニ其説ク所概ネ個人的相對ノ關係ノミニ着眼スルニ止マリ永遠ニ巨ル深重ノ感念ヲ養成スルニ疎ナルカ如シ。例ヘハ忠君ト云ヘハ現在ノ君主其人ノ盛徳ヲ述ヘ此ノ如キ聖主ナルカ故ニ其鴻恩ヲ忘ルヘカラスト云ヒ又孝道ト云ヘハ父母ハ我ヲ養育シタル大恩アリ、故ニ之ヲ大切ニスヘシト云フカ如キ類ニシテ其趣旨ノ毫末モ不可ナル所ナキハ明カナリ。然レトモ我民族ノ固有ノ特性ハ現在我ト全時ニ肉體人トシテ存シ直接ノ保護ヲ受クルノ君父其人ノ外ニ上ハ萬世一系ノ皇位其物ヲ神聖ナリトシテ仰キ又現在ノ父母其人ノミナラス祖先ノ家ヲ家トシテ愛護スルノ感念ノ深キコトニ在リ。然ルニ君父家國ニ對スル道ヲ説クニ恩義アル友人ニ對スルト同一ナル直接相對ノ謝恩ノ條理ヲ以テノミ之ヲ敬愛スヘキコトヲ示サントスルカ故ニ我國民ノ特性タル深厚ノ理想ヲ子孫ニ傳フルニ於テ遺憾アルヲ免レサルコト、是レ等ノ外形上ノ缺點（文部省編纂者モ其精神ニ反對スルモノニハ非サルヘシ）アルカ故ニ小學修身書ヲ唯一ノ道德ノ基本トスル國民教育上竊ニ之ヲ憂慮セサル得ス、

一祖先ヲ崇敬シ其祭祀ヲ重ニスルコトハ實ニ我固有ノ國民道德ノ根本タリ、國民カ萬世一系ノ皇位ヲ崇敬スルモ各個ノ家ヲ愛惜スルモ實ニ此ノ特性ニ出ルモノナリ。我民族ノ固有ノ敬神ノ道モ蓋亦茲ニ根由ス。此ノ特性ヲ維持スルニ非サレハ我國體及社會ノ組織ヲ鞏固ニ維持スルコト能ハサルヘシ。然ルニ國民道德ノ經典タル小學修身書ニ於テハ此ノ大義ヲ掲明スルコトヲ勉メサルノミナラス或ハコトサラニ之ヲ顯著ニ掲ケ示スコトヲ避ケタルカ如キ疑念ヲ生セシムル點ナシトセス、例セハ小學修身書中

一、特ニ家ノ祭祀ノ事ヲ掲ケ其重ニスヘキ所由ヲ顯著ニ示シタル教課ナシ

（高等小學修身書第三年ノ讀本第四課ニ「祖先ヲ敬フハ我國ノ美風ナリ」ト云フノミニテ尋常普通ノ禮儀習慣ノ一ノ如クニ掲ケルノ外ニ其重ニスヘキヲ云ヘル所ナシ）

（尋常小學修身書第三學年「だい三」）
二、敬神ノ事ヲ掲ケタル教課ナシ。例セハ伊勢ノ神宮ノ事ノミニテモ之ヲ掲ケヘキ筈ナルニ見當ラス

三、高等ノ修身書ニ於テハ一家ニ於テ祭祀ヲ重ニスル義ト、國家ニ於テ萬世一系ノ皇位ヲ天祖ノ靈位トシテ崇敬スルノ義ト、相連涉シテ之ヲ國民ニ教フヘキ筈ナルニ一モ其主旨ノ教課ヲ見當ラス

此等ノ欠點アルニ更ニ小學修身書中ニハ勉メテ迷信ヲ避クヘキノ主旨ヲ説クノ教課屢々繰返シテ掲ケラレタリ。是レ固ヨリ何人モ異存ナカルヘキモ其一例トシテ神官カ祭祀ヲ行フニ當リ偽ノ行為ヲ以テ信向者ヲ欺クノ事例ト挿画トヲ以テスルカ如キハ兒童ヲシテ迷信ヲ避ケシムルノ念ヲ養フニ急ナルヨリ相連關シテ遂ニ祭祀若ハ敬神ノ念ヲ輕蔑セシムルノ間接ノ惡結果アルヘシ。事例ヲ引クニ於テ用意周到ナリトハ云フヘカラス。迷信固ヨリ不可ナリ。然レトモ兒童ヲシテ之ヲ極端ニ解セシムルトキハ自己ノ耳目知能ニテ直接ニ了解シ能フ事理ノ外ニハ一切確

信ナキ者ナラシムルノ弊アラン。迷信ヲ排斥スルト全時ニ信念ノ鞏固ナルコトヲモ示スノ用意ナカルヘカラス。若國民ニシテ祖先ノ祭祀ヲ重ンスルノ風ヲ迷信ナリトシテ輕蔑スルニ至ラシメハ何ヲ以テ萬世一系ノ 皇位ノ神聖ナル所以ヲ辨明シ維持スルコトヲ得ン

一、修身書各冊ヲ通讀シテ感スルノ細目ニ涉ル事項ヲ一二茲ニ舉ケレハ

一、古今聖賢ノ事跡ヲ掲ケルハ甚可ナリ。但シ其人物ノ撰擇ニハ大ニ注意ヲ要ス。欧米古今ノ人物ハ比較的引例多シ(ソクラテス、フランクリン、ナイチンゲール、其他多数)定メテ東洋ニ倫理ノ教ヲ與レタル孔子、或ハ孟子等ノ引例モアルナラント想像シ探ヌレトモ見當ラス。此ノ如キ我東洋ノ倫理ノ指導者トモ云フヘキ古聖賢ノ名ハ之ヲ後人ニ傳ヘタシ

釈迦、耶穌、マホメットノ如キ人名ナキハ宗教者ナルカ故ナルヘシ

二、格言ヲ掲ケルハ宜シ、成ルヘク國民ニ普及セル在来ノモノニ撰フヘシ、西洋語ノ翻譯多キニ過クルニ似タリ、新奇ニ作成シ又ハ輸入シタル格言ハ兒童及父母等耳ナレサルカ故ニ格言トシテ効力薄シ

三、事例ヲ示スニ歴史上ノ人物ト假想ノ人物トヲ混スルカ故ニ或ハ誤ヲ招カン

四、國民一般ノ守ルヘキ大祭日ハ特ニ兒童ノ感覺ニ留ルモノナリ。國ノ大祭日祝日等ニ付今一層其由縁ヲ説明スルノ記事アルヲ可ス、之ニ依リテ歴史ヲ知り國體ヲ辨スルノ念ヲ養フノ一助タルヘシ(祭日ノ事ハ極メテ簡單ナル記事アリ)

五、人物ヲ引用スルハ其人拔群ニシテ全國洽ク敬信シ来リタルモノヲ撰ムヲ要セン、然ルニ課書中往々平凡ニシテ曾テ耳邊ニ熟セサル人物ヲ引用セリ、且徳川氏ノ事ヲ引用スルコト其多キニ居ル、是レ或ル地方ニ適スルモ他ノ大部分地

方ノ子弟及其父兄ニハ好感覺ヲ蓋與フルコト最モ薄カルヘシ

六、課書ノ措辭ニ至リテモ亦兒童ノ感想ニ對シ最モ之ヲ慎マサルヘカラス、然ルニ課書中明治十年カゴシマノ賊ガ云々トアリ、是レ其地方ノ子弟ノ感想ヲ害スルノミナラス其父兄ヲシテ家庭ノ教育ヲ傷ハシムルニ至ラン

是等細目ノ点ハ今茲ニ煩ハシク列舉セス編纂上尚注意スヘキ点少ナカラサルニ似タリ。之ヲ要スルニ各冊ヲ通覽シテ得タルノ感覺ハ社會ニ立チ事業ヲ成功スルニ必要ナル教訓比較的ニ大部分ヲ占メ、皇國臣民ノ血族連綿タル特種固有ナル祖先ニ對シ家國ニ對シ、君臣親子夫婦兄弟等ノ間ニ於ケル義理ヲ示スノ教課ニ於テ尚遺憾アルカ如シ。社會ノ一員トシテノ相互間ノ德行ニ密ニシテ、臣民トシテ國ニ對シ家族トシテ其家ニ對スルノ義務心得ヲ教訓スルニ或ハ稍々疎ナルカ如ク見ユ。要スルニ此ノ如キ修身書ニテ教育セラル、吾人ノ子孫ハ他日吾人ト同シキ感覺ヲ以テ我國體ヲ愛惜スヘキカ疑ナキ能ハサルナリ。

この意見書の特徴は、修身教科書を「国民道徳ノ經典」と記すなど「国民道徳」を全体のキーワードとして使用していることである。この言葉は、三井論文によると穂積八束が導入した用語である。だとすると、この意見書全体の基調は穂積が主導したものであると言えよう。しかし、この史料そのものは野村の筆跡で書かれており、少なくとも野村と穂積の間では、内容の合意が出来ていたものと考えられよう。

意見書の内容は、第一期国定修身教科書の欠けている点を列挙したものである。(1)教科書では兒童の発達段階と特定の主義・主張に偏らないように配慮されているが、そのために「日常の行儀作法の心得書」となっている。(2)ヨーロッパでは、国教(キリスト教)が國民の精神的教育を担っているので学校では日常生活の心得を教えている。しかし日本はヨーロッパに相当する国教がないので、学校で「國民一致の精神的信向」を加味する必要がある。(3)「忠

孝の大義」こそが「国体の精華」であるのに、それに対応する事例が少ないし弱い。(4)「祖先の崇敬」が重要であるのに「家の祭祀」や「敬神」を扱っていない。(5)その他、東洋の倫理指導者(孔子など)が扱われていない、西洋の格言が多すぎる、祭日の説明が少ないなどの欠点がある。

事実、第一期国定修身教科書は、四年間にわたる委員会の討議の下に編集されたため、徳目の配列方法や内容、児童の理解能力などを考慮している。野村達にしてみれば、そうした教育的配慮こそが「忠孝の大義」を曖昧にするものとしてとらえられていた。

この意見書の後段では、新たな修身教科書の編集方針を、現行の修身教科書と比較して次のように述べている。

新撰修身書は、大日本帝國の國民を養成する目的を以て編纂す。抑も大日本帝國は、開闢以來、君臣の分定りて、上には世界に比類なき無姓の天皇を戴き、下には、千歳の系譜に因れる臣民あり、蓋し皇國の國性は、實に忠孝を以て其因となす所以なり、故に 今上陛下には特に、忠孝は、國體の精華、教育の淵源にして、皇祖皇宗の遺訓なるぞと宣はせたり。是を以て新撰修身書ハ、畏くも大詔の主義に則とり、之を編纂し、其引例の如きも、概ね皇國の美事を蒐め、児童をして自ら其特性を發揚せしむることを期せり。また此の新撰修身書には、現今、世に喧傳して、非難の渦中にある減少の伊呂波文字を用ひず。また變更の假字遣を用ひず。是れ、伊呂波文字の減少と、假字遣の新法とは、神名、人名等の區別を失はしめて、正史、系譜等を紊亂せしむる事あるのみならず、國語の正體を失ふに至らんことを虞るればなり。

○個人に属する課目 ○記事の数の割合 3

人 學問 誠 撰生 健康 新恩 敬愛 清潔 詞遣
 行儀 勤勉 勇氣 隱德 謹慎 規則 勉業 慎獨
 度量 儉約 質素 改過 仁慈 忍耐 操 己れを知る
 など

○家庭に属する課目 ○記事の数の割合 2

家庭 親 祖父母 子 兄弟 孝行 友愛 家系 舊家
 祖先 奴婢 仕来は濫に改むべからず など

○國家に属する課目 ○記事の数の割合 3

國家 國民 天皇 君恩 奉公 忠義 兵役 大和魂
 内外の宮 靖國神社 大日本帝國 神國君子國 國風
 敬祝 日本人の特性 姓氏 武士道 國民の務 自治體
 國光 など

○社會に属する課目 ○記事の数の割合 2

社會 師 友 長者 幼者 親切 禮儀 慈善 公平
 公益 など

附言吾邦兒童ニ課スル修身書ハ特ニ教育勅語ノ聖旨ニ則リ皇國臣民タルヘキ德育ヲ主トセサルヘカラサルヲ以テ其ノ引例ノ如キハ編ニ皇國ノ美事ヲ蒐集セリ、然レトモ讀本其ノ他ノ課書ニ於テハ宜シク博ク外邦ノ佳話ヲモ引証シテ其ノ智能ヲ併セテ輕發スルヲ要スベシ、

新修身教科書は、これまでの「個人的教育」ではなく、「大日本帝國の國民」を養成することを第一の目的とする。そして「皇國の國性」として「忠孝」を最重要とする。そのため大詔、すなわち教育勅語を基本とし、西洋の事例ではなく日本の「美事」を以て編纂する。そして課目としても、國家に属する内容を充実させるとした。

野村達は、牧野文相への手紙や訪問の後も活動を続け、例えば修身教科書を文部省から分離し内閣直轄の審査局を設けて編纂させることなどを構想している(6)。しかし、明治四〇年一二月に野村は富美宮・泰宮両内親王の養育掛長に任命されたこともあり、次第にこの運動からは距離をおくようになる。

一方、運動の理論的担い手であった穂積は、明治四一年、第二期国定修身教科書の編纂作業のため設置された教科用図書調査委員会第一部(修身)の委員として参加するようになる。以後、穂積の活躍により「国民道德」論が第二期国定修身教科書に導入されるよう

になる(7)。その意味からすれば、野村達の運動が第二期国定修身教科書に及ぼした影響を軽視することはできないであろう。

注

- (1) 国立国会図書館所蔵「野村靖関係文書」一一―一二。
- (2) 教科書の変遷については海後宗臣・仲新編『日本教科書体系近代編』第三巻修身、講談社、一九六二年一月刊、解説を参照。
- (3) 三井須美子「国定第一期教科書改定運動と穂積八束」(『都留文科大学研究紀要』第三九集、一九九三年一〇月、所収)。
- (4) 「野村靖関係文書」一一―四・五。
- (5) 「野村靖関係文書」一一―二一五。
- (6) 「野村靖関係文書」一一―二一四。同二九―一。
- (7) 三井須美子「家族国家観による『国民道徳』の形成過程」(『都留文科大学研究紀要』第三二集―三七集、一九九〇年三月―一九九二年一〇月、所収)。

京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

◎『神奈川県史』を学ぶ会——毎月一回、原則として第一土曜日の午後に、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、横須賀史学研究会編『浦賀奉行所関係史料 新訂白井家文書』第四巻を読んでいます。

②「大正、昭和編」では、横濱開港資料館編『佐久間権蔵日記』第五巻を読んでいます。

◎『京浜歴史科研会報』——毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

◎『京浜歴史科研年報』——毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

◎「歴史を歩く会」——年一回、春と秋の日曜日に実施しています。

◎「集中研究会」——年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

【連絡先】 京浜歴史科学研究会事務局

〒二三三―〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五―五九―一二 大湖賢一方

電話 〇四五―八二五―三三七三六

郵便振替口座 〇〇二七―〇八―一五五三五